役員等報酬および費用弁償規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人草加福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

２　理事に対しては、各年度の総額が２，０００万円を超えない範囲で、監事に対しては、各年度の総額が５０万円を超えない範囲で支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

３　理事長については月額１，５００，０００円の報酬を支給する。

４　役員等（理事長を除く）の報酬は日額とし、法人の理事会・評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

５　前項の報酬の日額は次のとおりとする。

（円）

理事会・評議員会			理事会・評議員会以外			監事監査業務等	評議員選任・解任委員会（外部委員のみ）
理事	監事	評議員	理事	監事	評議員		
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

６　報酬は直接本人に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第３条　役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

２　理事長の報酬は、法人給与規程に準ずる。

３　役員等（理事長を除く）の報酬は、法人業務に出席した都度、現金で支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用弁償）

第４条　役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

２　前項の費用弁償の額は、職員の旅費規程に準ずる。

３　費用弁償は直接本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、理事会および評議員会の議決を要する。

付則

この規程は、平成２０年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２９年　６月１６日から改定する。

この規程は、令和　３年１１月　４日から改定する。

この規程は、令和　４年　３月２８日から改定する。

この規程は、令和　５年　４月　１日から改定する。

この規程は、令和　６年　４月　１日から改定する。

この規程は、令和　７年　４月　１日から改定する。